

# 令和7年度 古泉財団奨学生

【学部生対象】

## 大学推薦 【公益財団法人古泉財団】

- 募集対象: ①学部在学中の学生(令和7年4月1日時点で2年生)であること。  
②財団が定める学力基準及び家計基準を満たすこと。  
③他の給付型奨学金の給付を受けていないこと。
- 募集人数: 2名程度(応募者多数の場合は学内選考を行います。)
- 金額: 給付(返還不要) 20,000円/月額
- 支給期間: 令和7年4月 ~ 令和10年3月 計36ヶ月間
- 応募期間: 令和7年2月21日(金) ~ 令和7年3月21日(金)
- 応募方法: 応募書類を学生支援課窓口で受け取り、作成のうえ、応募期間内に、学生支援課  
窓口に提出してください。

※この掲示には主な条件のみ掲載しています。詳細は募集要項を参照してください。

令和7年2月21日 学生支援課奨学支援担当

TEL 025-521-3286

掲示期限: 応募期限まで

# 古泉財団奨学金

## 2025 年度奨学生募集要項

### 1. 趣旨

古泉財団奨学金は、新潟県内の指定校に在籍する学業優秀で、将来性のある方の修学を経済的に支援することで、地域貢献への意識を育てるとともに、これからの経済社会を担う人材育成に寄与することを目標としています。

古泉財団奨学金は、奨学金を必要とする方の中から、各大学が推薦するこれからの活躍が期待される方への学修奨励金として、学業を通じた学生の成長を重視しています。

古泉財団奨学金は、返還義務のない給付型奨学金であり、創設以来、卒業後の就職、その他一切を本人の自由としてきました。

奨学生が自ら将来計画を立案し、大学生活における努力の成果として、将来の希望を実現されることを期待します。

### 2. 応募資格

この奨学金の応募資格は、次の各号に該当する方とします。

- (1) 本財団が指定する大学（修業年限4年の学部）に在籍する4月1日時点で2年生である方
- (2) 本財団の定める学力基準及び家計基準を満たす方（別表参照）
- (3) 本奨学金と他の給付型奨学金を併用して受けない方
  - ・ 独立行政法人日本学生支援機構及び他の民間団体の給付型奨学金との併給不可
  - ・ 大学が実施する学納金減免措置、学業の奨励を目的とした給付型奨学金との併給可
  - ・ 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体及び他の民間団体の貸与型奨学金との併給可

### 3. 採用人員

20名程度（上越教育大学からは2名程度）

### 4. 金額及び支給方法

#### (1) 支給金額

月額2万円

#### (2) 支給期間

原則として、奨学生採用時から大学の正規の修学期間を終了するまで（36か月間）とします。

ただし、当財団の定める奨学金の廃止事由に該当する場合には、1年間で終了する場合があります。

#### (3) 支給時期

原則として、6か月分を6月末日及び12月末日に支給します。

### 5. 応募方法

応募に関する具体的な手順は、在籍する大学の事務局ご担当者様にお問い合わせください。

各大学事務局におかれましては、学内選考を通過し、学長推薦を得た方について、応募書類一式を

本財団宛に提出してください。

なお、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

また、応募書類の受付後、記載内容の確認のため、本財団の担当者が直接本人と面談を行うことがあります。

**【応募書類】**

- ①大学学長等の推薦書（所定の様式） 1通
- ②奨学生願書（所定の様式） 1通
- ③最新の成績証明書 1通
- ④家計支持者の直近の収入証明書類 各1通
  - ・給与所得者の方 給与所得の源泉徴収票の写し  
（給与所得以外の所得もある方は、所得税の確定申告書の写し）
  - ・給与所得者以外の方 所得税の確定申告書の写し
- ⑤個人情報の取扱いに関する同意書（所定の様式） 1枚

6. 受付期間

原則として、2月10日から4月30日までとします。

7. 選考及び決定

(1) 推薦された方について、本財団の選考委員会の選考を経て、代表理事が奨学生を決定します。

(2) 採否結果は、6月下旬までに、在籍する大学を経由して本人に通知します。

各大学事務局におかれましては、奨学生として採用された方について、次の確認書類を速やかに本財団宛に提出してください。

**【確認書類】**

- ・誓約書 1枚

8. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給の休止、停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在籍する大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき

## 9. 報告

奨学生は、1年間の学修成果について、生活状況報告書を提出頂きます。

生活状況報告書の記載内容は、古泉財団奨学金の広報活動のため、個人情報特定されないよう抜粋し、広報誌やホームページ等へ掲載させて頂く場合がありますので、ご了承ください。

各大学事務局におかれましては、在籍する奨学生について、次の報告書類を翌年4月30日までに本財団宛に提出してください。

### 【報告書類】

- ・生活状況報告書 1通
- ・成績証明書（学年末時点） 1通